

面会・外出・外泊等の対応について

(お知らせ)

面会等の対応については、下記のとおりとなります。

【面会】

当分の間は、面会を禁止します。

【外出・外泊】

・当分の間は、外出・外泊を禁止とします。

ただし、必要最低限の外部通院は可とします。

- ・やむを得ず外泊を許可した場合であっても、**県内の感染状況によっては帰院を認めない場合があります。**
- ・外泊先で、ご本人や同居のご家族が新型コロナウイルスの**感染者と接触をした場合は、接触があった日から濃厚接触者か否かが判断されるまでの期間は、帰院を認めないこととします。**
更に、**濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示のもと健康観察期間が終了するまでの期間は、帰院を認めないこととします。**
- ・外泊期間中は、**他施設への外出はしないようお願いします。**
- ・外泊期間中は、ご本人や同居のご家族の**検温を毎日実施するようお願いします。**

なお、今後の流行状況により、上記の対応を変更する場合がありますが、その場合には、改めてお知らせします。

皆様には、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、院内感染防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



令和3年6月3日
岩手県立療育センター所長